

「宮城県障害福祉計画」次期計画（案）と現計画の比較表

(下線部が変更部分)

次期計画（案）	現計画
<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 計画策定の根拠及び趣旨</p> <p>本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条及び平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、本計画は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。</p> <p>2 基本理念</p> <p>(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。</p> <p>(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と<u>障害種別によらない</u>一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <p>障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。</p> <p>(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。特に、<u>入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対しては、</u>日中サービス支援型指定共同生活援助（指</p>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 計画策定の根拠及び趣旨</p> <p>本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第89条及び平成30年4月1日施行の児童福祉法第33条の22の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、本計画は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。</p> <p>2 基本理念</p> <p>(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援</p> <p>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。</p> <p>(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と_____一元的な障害福祉サービスの実施等</p> <p>障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。</p> <p>(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。特に、_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

次期計画（案）	現計画
<p><u>定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。また、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化します。また、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。</u></p> <p>さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p> <p>(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を進めるとともに、</p> <hr/> <p>地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。</p> <p>(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <p>障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県及び政令指定都市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。<u>加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。</u></p>	<p>地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能が求められており、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化します。また、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。</p> <p>さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。</p> <p>(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <p>地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を進めるとともに、<u>人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。</u></p> <p>(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <p>障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県及び政令指定都市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。</p>



次期計画（案）	現計画																																
<p>(3) 区域の設定 本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める次の障害保健福祉圏域（7圏域）を基本としています。</p>	<p>(3) 区域の設定 本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める次の障害保健福祉圏域（7圏域）を基本としています。</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>構成市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原市</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻市, 東松島市, 女川町</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市, 南三陸町</td> </tr> </tbody> </table>	圏域	構成市町村	仙南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村	大崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	栗原	栗原市	登米	登米市	石巻	石巻市, 東松島市, 女川町	気仙沼	気仙沼市, 南三陸町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>構成市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙南</td> <td>白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原市</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻市, 東松島市, 女川町</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市, 南三陸町</td> </tr> </tbody> </table>	圏域	構成市町村	仙南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町	仙台	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村	大崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町	栗原	栗原市	登米	登米市	石巻	石巻市, 東松島市, 女川町	気仙沼	気仙沼市, 南三陸町
圏域	構成市町村																																
仙南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																																
仙台	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村																																
大崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町																																
栗原	栗原市																																
登米	登米市																																
石巻	石巻市, 東松島市, 女川町																																
気仙沼	気仙沼市, 南三陸町																																
圏域	構成市町村																																
仙南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町																																
仙台	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村																																
大崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町																																
栗原	栗原市																																
登米	登米市																																
石巻	石巻市, 東松島市, 女川町																																
気仙沼	気仙沼市, 南三陸町																																
<p>(4) 計画の期間並びに達成状況の分析及び評価 本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までとします。また、本計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、分析及び評価を行うとともに、その結果を公表することとします。</p>	<p>(4) 計画の期間並びに達成状況の分析及び評価 本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までとします。また、本計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、分析及び評価を行うとともに、その結果を公表することとします。</p>																																
<p>【参考】障害福祉サービス等の種類と内容（略）</p>	<p>【参考】障害福祉サービス等の種類と内容（略）</p>																																
<p>第2章 提供体制の確保に係る目標 1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進するため、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、成果目標を設定します。</p>	<p>第2章 提供体制の確保に係る目標 1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標 障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援を推進するため、平成32年度を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、成果目標を設定します。</p>																																
<p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 &lt;成果目標&gt;</p>	<p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 &lt;成果目標&gt;</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活移行者数</td> <td>令和2年度から5年度末までの地域生活移行者数を113人とする</td> <td>令和元年度末時点の施設入所者数(1,802人)の約6%相当</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	地域生活移行者数	令和2年度から5年度末までの地域生活移行者数を113人とする	令和元年度末時点の施設入所者数(1,802人)の約6%相当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域生活移行者数</td> <td>平成29年度から32年度末までの地域生活移行者数を113人とする</td> <td>平成28年度末時点の施設入所者数(1,842人)の約6%相当</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	地域生活移行者数	平成29年度から32年度末までの地域生活移行者数を113人とする	平成28年度末時点の施設入所者数(1,842人)の約6%相当																				
項目	目標	備考																															
地域生活移行者数	令和2年度から5年度末までの地域生活移行者数を113人とする	令和元年度末時点の施設入所者数(1,802人)の約6%相当																															
項目	目標	備考																															
地域生活移行者数	平成29年度から32年度末までの地域生活移行者数を113人とする	平成28年度末時点の施設入所者数(1,842人)の約6%相当																															
<p>(注1) 施設入所者 施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。 (障害児入所施設に入所する障害児は含みません。)</p>	<p>(注1) 施設入所者 施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。 (障害児入所施設に入所する障害児は含みません。)</p>																																

次期計画（案）			
<p>（注２）地域生活への移行 入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。</p> <p>【参考】第5期_____障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（以下「5期計画等」といいます。）における成果目標等</p>			
項目	成果目標	備考	
地域生活移行者数	平成29年度から令和2年度末までの地域生活移行者数を113人とする	平成28年度末時点の施設入所者数（1,842人）の約6%相当	
項目	実績		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域生活移行者数	15人	25人	16人
<p>累計</p> <p>56人</p>			
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。</p> <p>国の基本指針においては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する（令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。</p> <p>しかしながら、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源等（住まいやサービスの提供体制、県民の障害等に対する理解・関心等）の状況では地域での生活が難しい方であるほか、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所を希望する方が一定数おられること等から、入所待機者数は増加している状況にあります。このため、令和5年度末の施設入所者数の削減目標については、設定しないことといたしました。また、地域生活移行者数の目標値については、市町村計画との整合を図りつつ、県全体としての地域移行を推進する趣旨から、市町村と個別に調整を行うなどして、_____113人（令和元年度末時点の施設入所者数の約6%）といたしました。</p> <p>（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、国の基本方針で示された目標値に基づき、精神障害者の精神病床から退院後一年</p>			

現計画			
<p>（注２）地域生活への移行 入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。</p> <p>【参考】第4期宮城県障害福祉計画_____（以下「4期計画」といいます。）における成果目標等</p>			
項目	成果目標	備考	
地域生活移行者数	平成26年度から29年度末までの地域生活移行者数を210人とする	平成25年度末時点の施設入所者数（1,888人）の約11%相当	
項目	実績		
	26年度	27年度	28年度
地域生活移行者数	17人	20人	18人
<p>累計</p> <p>55人</p>			
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行目標を設定します。</p> <p>国の基本指針においては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する（平成29年度末において、平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。</p> <p>しかしながら、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源等（住まいやサービスの提供体制、県民の障害等に対する理解・関心等）の状況では地域での生活が難しい方であるほか、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所を希望する方が一定数おられること等から、入所待機者数は増加している状況にあります。このため、平成32年度末の施設入所者数の削減目標については、設定しないことといたしました。また、地域生活移行者数の目標値については、市町村計画との整合を図りつつ、県全体としての地域移行を推進する趣旨から、市町村と個別に調整を行うなどして、現状下での最大値である113人（平成28年度末時点の施設入所者数の約6%）といたしました。</p> <p>（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、国の基本方針で示された目標値に基づき、圏域ごと及び市町村ごとの保健、医療、</p>			

次期計画（案）		現計画																	
<p>以下の地域における平均生活日数並びに精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数，入院後3か月時点____，入院後6か月時点____及び入院後1年時点の退院率に関する目標値を設定します。</p> <p>① 【新規目標】 平均生活日数</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【新規目標】 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数</td> <td>316日以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標	【新規目標】 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316日以上	<p>福祉関係者による協議の場の設置並びに精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数，入院後3か月時点の退院率，入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する目標値を設定します。</p> <p>① 【新規目標】 協議の場の設置</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場</td> <td>平成32年度末までに，各保健福祉事務所（地域事務所）に協議の場を設置する</td> <td>各保健福祉事務所・地域事務所で設置している精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を基本として協議を行うことを想定</td> </tr> <tr> <td>市町村ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場</td> <td>平成32年度末までに，各市町村に協議の場を設置する</td> <td>市町村が単独又は複数で設置している障害者自立支援協議会を基本として協議を行うことを想定</td> </tr> <tr> <td>県の協議の場</td> <td>平成32年度末までに，県に協議の場を設置する</td> <td>宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会で協議を行う</td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標	備考	圏域ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに，各保健福祉事務所（地域事務所）に協議の場を設置する	各保健福祉事務所・地域事務所で設置している精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を基本として協議を行うことを想定	市町村ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに，各市町村に協議の場を設置する	市町村が単独又は複数で設置している障害者自立支援協議会を基本として協議を行うことを想定	県の協議の場	平成32年度末までに，県に協議の場を設置する	宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会で協議を行う
項目	目標																		
【新規目標】 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316日以上																		
項目	目標	備考																	
圏域ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに，各保健福祉事務所（地域事務所）に協議の場を設置する	各保健福祉事務所・地域事務所で設置している精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を基本として協議を行うことを想定																	
市町村ごとの保健，医療，福祉関係者による協議の場	平成32年度末までに，各市町村に協議の場を設置する	市町村が単独又は複数で設置している障害者自立支援協議会を基本として協議を行うことを想定																	
県の協議の場	平成32年度末までに，県に協議の場を設置する	宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会で協議を行う																	
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには，地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備することが必要とされています。</p> <p>国の基本指針においては，令和5年度末において精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とするとされています。</p> <p>このため，____成果目標については，国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で，____上記のとおり設定します。</p> <p>② 長期入院者数及び入院後の退院率</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年以上の長期入院患者数</td> <td>65歳以上 令和5年度末において●人以下</td> </tr> <tr> <td>65歳未満 令和5年度末において●人以下</td> </tr> <tr> <td>精神病床における早期退院率</td> <td>入院後3か月時点 令和5年度において6.9%以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標	1年以上の長期入院患者数	65歳以上 令和5年度末において●人以下	65歳未満 令和5年度末において●人以下	精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 令和5年度において6.9%以上	<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>国の基本指針においては，平成32年度末までに全ての圏域ごと，全ての市町村ごとに保健，医療，福祉関係者による協議の場を設置することを基本とするとされるとともに，都道府県ごとにも同様の協議の場を設置することが望ましいとされています。</p> <p>なお，圏域ごとの協議の場については，「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」の活用や，市町村ごと，都道府県ごとの協議の場については，障害者自立支援協議会やその専門部会を活用することが示されています。</p> <p>このため，当該成果目標については，国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で，現状を考慮し，上記のとおり設定いたしました。</p> <p>② 長期入院者数及び入院後の退院率</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1年以上の長期入院患者数</td> <td>65歳以上 平成32年度末において1,886人以下</td> </tr> <tr> <td>65歳未満 平成32年度末において899人以下</td> </tr> <tr> <td>精神病床における早期退院率</td> <td>入院後3か月時点 平成32年度において6.9%以上</td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標	1年以上の長期入院患者数	65歳以上 平成32年度末において1,886人以下	65歳未満 平成32年度末において899人以下	精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 平成32年度において6.9%以上		
項目	目標																		
1年以上の長期入院患者数	65歳以上 令和5年度末において●人以下																		
	65歳未満 令和5年度末において●人以下																		
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 令和5年度において6.9%以上																		
項目	目標																		
1年以上の長期入院患者数	65歳以上 平成32年度末において1,886人以下																		
	65歳未満 平成32年度末において899人以下																		
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 平成32年度において6.9%以上																		

次期計画（案）				現計画					
		入院後6か月時点	令和5年度において 86%以上		【新規目標】 入院後6か月時点		平成32年度において 84%以上		
		入院後1年時点	令和5年度において 92%以上		入院後1年時点		平成32年度において 91%以上		
<p>注) 1年以上の長期入院患者数</p> <p>平成26年の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式に基づき算出します。これは、「第7次宮城県地域医療計画」における慢性期入院（1年以上の入院）の入院需要と同じ算定式となっており、平成26年の慢性期入院受療率を元に継続的な入院治療を要する患者の割合、治療抵抗性統合失調症薬の普及等の効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値及び認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値を定め、令和5年の推計人口にて患者数を推計します。</p>				<p>注) 1年以上の長期入院患者数</p> <p>平成26年の入院者数を元に国の基本指針別表第4に定める算定式に基づき算出します。これは、第7次医療計画における慢性期入院（1年以上の入院）の入院需要と同じ算定式となっており、平成26年の慢性期入院受療率を元に継続的な入院治療を要する患者の割合、治療抵抗性統合失調症薬の普及等の効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値及び認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値を定め、平成32年の推計人口にて患者数を推計します。</p>					
【参考】5期計画等における成果目標等				【参考】4期計画_における成果目標等					
項目		成果目標	実績		項目		成果目標	実績	
			平成30年度	令和元年度				26年度	27年度
1年以上の 長期入院患 者数	65歳以上	1,886人以下	2,086人	1,856人	1年以上の長期入院患者数	2,846人以下	3,407人	3,282人	
	65歳未満	899人以下	1,006人	879人	3か月時点退院率	64%以上	53.4%	45.0%	
3か月時点退院率		69%以上	—	—	1年時点退院率		91%以上	88.0%	87.4%
6か月時点退院率		84%以上	—	—					
1年時点退院率		91%以上	—	—					
※入院後3か月時点、6か月時点及び1年時点の退院率については、国において未公表。									
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>国の基本指針においては、入院中の精神障害者に関する目標値のうち、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数は、国の基本指針に定められた算定式の計算によって求めることとされています。令和5年度における入院後の退院率の目標値については、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とするとされており、「第7次宮城県地域医療計画」と整合を図りながら、上記のとおり成果目標を設定します。</p>				<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>国の基本指針においては、入院中の精神障害者に関する目標値のうち、平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数は、国の基本指針に定められた算定式の計算によって求めることとされています。平成32年度における入院後の退院率の目標値については、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後1年時点の退院率を90%以上とすることを基本とするとされており、第7次地域医療計画と整合を図りながら、上記のとおり成果目標を設定します。</p>					

次期計画（案）					現計画						
(3) <u>地域生活支援拠点等有する機能の充実</u> <成果目標>					(3) <u>地域生活支援拠点等の整備</u> <成果目標>						
項目		目標			項目		目標				
地域生活支援拠点等有する機能の充実		令和5年度末までに各圏域に1か所以上			地域生活支援拠点等の整備		平成32年度末までに各圏域に1か所以上				
		年1回以上運用状況を検証、検討									
【参考】5期計画等における成果目標等					【参考】4期計画_における成果目標等						
項目	成果目標	実績（整備拠点数）			備考 （整備済み圏域）	項目	成果目標	実績（整備拠点数）			備考 （整備済み圏域）
		平成30年度	令和元年度	令和2年度				27年度	28年度	29年度	
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに各圏域に1か所以上	6	7	12 （見込み）	3圏域 （仙台・大崎・石巻）	地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに各圏域に1か所以上	0	0	4 （見込み）	3圏域 （仙台・大崎・石巻）
<目標設定の考え方> 地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められていますが、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備が重要とされています。 本県では、令和2年3月時点において、仙台圏域、大崎圏域及び石巻圏域の3圏域（7か所）で整備済みとなっています。さらに令和2年度中には4圏域で5か所整備される見込みとなっています。 国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることとされていることから、市町村障害福祉計画等と整合性を図りながら整備を推進することとし、本計画における整備目標は、5期計画に引き続き、各圏域に1か所以上としつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。検証及び検討については、宮城県障害者自立支援協議会において、好事例の紹介、また、現状や課題等を把握し、共有するほか、整備に関する補助金の活用を促すなど、後方的かつ継続的な支援を図ります。					<目標設定の考え方> 地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められていますが、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備が重要とされています。 本県では、平成30年3月時点において、仙台圏域、大崎圏域及び石巻圏域の3圏域（4か所）で整備済みとなっています。さらに平成30年度中には仙台圏域及び気仙沼圏域で2か所整備される見込みとなっています。 国の基本指針においては、各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とすることとされていることから、市町村障害福祉計画等と整合性を図りながら整備を推進することとし、本計画における整備目標は、4期計画に引き続き、各圏域に1か所以上とし_____ます。_____						

次期計画（案）			現計画		
<p>なお、制度説明や施設整備にかかる費用の補助等の支援を通じて、地域生活支援拠点等の整備を促進します。</p> <p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等            &lt;成果目標&gt;</p>			<p>なお、制度説明や施設整備にかかる費用の補助等の支援を通じて、地域生活支援拠点等の整備を促進します。</p> <p>(4) 福祉施設から一般就労への移行等            &lt;成果目標&gt;</p>		
項目	目標	備考	項目	目標	備考
年間一般就労移行者数	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を552人とする	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(413人)の約1.34倍	年間一般就労移行者数	平成32年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を460人とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約1.6倍
	うち就労移行支援	450人		約1.28倍	
	うち就労継続A型	43人		約2.05倍	
	うち就労継続B型	59人		約1.69倍	
【新規目標】 就労定着支援事業の利用者数	令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数を386人以上とする	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(552人)の7割以上	就労移行支援事業の利用者数	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を871人とする	平成28年度末における就労移行支援事業利用者数(673人)から約29%増
【新規目標】 就労定着率が8割以上の事業所の割合	令和5年度末における就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上とする	—	就労移行率が3割以上の事業所の割合	平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とする	—
—	—	—	【新規目標】 就労定着支援事業による職場定着率	平成32年度末における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする	—
<p>(注) 福祉施設            生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。</p> <p>【参考】5期計画等における成果目標等</p>			<p>(注) 福祉施設            生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。</p> <p>【参考】4期計画等における成果目標等</p>		
項目	成果目標	備考	項目	成果目標	備考
年間一般就労移行者数	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を460人とする	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(291人)の約1.6倍	年間一般就労移行者数	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を325人とする	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(206人)の約1.6倍

次期計画（案）			現計画																														
_____	_____	_____	就労移行支援事業の利用者数	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を893人とする	平成25年度末における就労移行支援事業利用者数(665人)の約35%増																												
_____	_____	—	就労移行率が3割以上の事業所の割合	平成29年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とする	二																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間一般就労移行者数</td> <td>392人</td> <td>413人</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>			項目	実績		平成30年度	令和元年度	年間一般就労移行者数	392人	413人	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間一般就労移行者数</td> <td>255人</td> <td>291人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業の利用者数</td> <td>575人</td> <td>673人</td> </tr> <tr> <td>就労移行率が3割以上の事業所の割合</td> <td>26%</td> <td>46%</td> </tr> </tbody> </table>			項目	実績		27年度	28年度	年間一般就労移行者数	255人	291人	就労移行支援事業の利用者数	575人	673人	就労移行率が3割以上の事業所の割合	26%	46%
項目	実績																																
	平成30年度	令和元年度																															
年間一般就労移行者数	392人	413人																															
_____	_____	_____																															
_____	_____	_____																															
項目	実績																																
	27年度	28年度																															
年間一般就労移行者数	255人	291人																															
就労移行支援事業の利用者数	575人	673人																															
就労移行率が3割以上の事業所の割合	26%	46%																															
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針においては、就労支援において、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、県は都道府県労働局と連携して、上記の成果目標を設定することとされています。</p> <p>このため、数値目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で現状を考慮し、上記のとおり設定します。</p> <p>2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、令和5年度_____を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。</p> <p>(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>_____</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センターの設置</td> <td>令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上（困難な場合には圏域に1か所以上）</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援事業所の利用</td> <td>令和5年度末までに各市町村で利用可能</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>			項目	目標	_____	児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上（困難な場合には圏域に1か所以上）	_____	保育所等訪問支援事業所の利用	令和5年度末までに各市町村で利用可能	_____	<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>福祉施設から一般就労への移行を進める観点から、国の基本指針においては、就労支援において、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、県は都道府県労働局と連携して、上記の成果目標を設定することとされています。</p> <p>このため、数値目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で現状を考慮し、上記のとおり設定します。</p> <p>2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標</p> <p>障害児支援の体制整備を進めるため、平成32年度（一部は平成30年度）を目標年度として、次に掲げる事項について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、数値目標を設定します。</p> <p>(1) 【新規目標】児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>設置状況（平成29年6月時点）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センターの設置</td> <td>平成32年度末までに各圏域に1か所以上</td> <td>5圏域（仙台・大崎・栗原・石巻・登米）</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援事業所の利用</td> <td>平成32年度末までに各市町村で利用可能</td> <td>19市町村</td> </tr> </tbody> </table>			項目	目標	設置状況（平成29年6月時点）	児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上	5圏域（仙台・大崎・栗原・石巻・登米）	保育所等訪問支援事業所の利用	平成32年度末までに各市町村で利用可能	19市町村										
項目	目標	_____																															
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上（困難な場合には圏域に1か所以上）	_____																															
保育所等訪問支援事業所の利用	令和5年度末までに各市町村で利用可能	_____																															
項目	目標	設置状況（平成29年6月時点）																															
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上	5圏域（仙台・大崎・栗原・石巻・登米）																															
保育所等訪問支援事業所の利用	平成32年度末までに各市町村で利用可能	19市町村																															

次期計画（案）				現計画																																	
<p>【参考】5期計画等における成果目標等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">成果目標</th> <th colspan="2">実績（整備状況）</th> </tr> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センターの設置</td> <td>令和2年度末までに各圏域に1か所以上</td> <td>5圏域</td> <td>5圏域</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援事業所の利用</td> <td>令和2年度末までに各市町村で利用可能</td> <td>20市町村</td> <td>24市町村</td> </tr> </tbody> </table>				項目	成果目標	実績（整備状況）		平成30年度	令和元年度	児童発達支援センターの設置	令和2年度末までに各圏域に1か所以上	5圏域	5圏域	保育所等訪問支援事業所の利用	令和2年度末までに各市町村で利用可能	20市町村	24市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																			
項目	成果目標	実績（整備状況）																																			
		平成30年度	令和元年度																																		
児童発達支援センターの設置	令和2年度末までに各圏域に1か所以上	5圏域	5圏域																																		
保育所等訪問支援事業所の利用	令和2年度末までに各市町村で利用可能	20市町村	24市町村																																		
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本指針においては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また、児童発達支援センターなどによる保育所等訪問支援の実施により、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすることとされています。</p> <p>令和2年3月現在、県内では児童発達支援センターは18事業所あり、7圏域中5圏域（仙台・大崎・栗原・石巻・登米）に設置されています。また、保育所等訪問支援を行う事業所（児童発達支援センターを除く。以下同じ。）は16事業所あり、24市町村で利用可能となっています。</p>				<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本指針においては、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること、また、児童発達支援センターなどによる保育所等訪問支援の実施により、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすることとされています。</p> <p>平成29年6月現在、県内では児童発達支援センターは12事業所あり、7圏域中5圏域に設置されています。また、保育所等訪問支援を行う事業所（児童発達支援センターを除く。以下同じ。）は11事業所あり、19市町村で利用可能となっています。</p> <p>一方、県が平成28年度に行った障害児の保護者を対象としたアンケート調査（平成28年度宮城県障害者施策推進基礎調査。以下同じ。）では、保育所等訪問支援を現に利用している方と、今後利用したいという方に大きなギャップは見られませんでした。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。</p>																																	
<p>(2) 【新規目標】難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</p> <p>&lt;成果目標&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保</td> <td>令和5年度末までに体制確保</td> <td>言語聴覚士等による専門的支援、情報提供、専門人材の育成を想定</td> </tr> </tbody> </table>				項目	目標	備考	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	令和5年度末までに体制確保	言語聴覚士等による専門的支援、情報提供、専門人材の育成を想定	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																											
項目	目標	備考																																			
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	令和5年度末までに体制確保	言語聴覚士等による専門的支援、情報提供、専門人材の育成を想定																																			
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて</p>				<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて</p>																																	

次期計画（案）			現計画			
<p>重要であり、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要です。</p> <p>国の基本指針においては、聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とすることとされていることから、上記のとおり成果目標を設定します。</p> <p>(3) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保            &lt;成果目標&gt;</p>			<p>(2) 【新規目標】主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保            &lt;成果目標&gt;</p>			
項目	目標	――	項目	目標	設置状況 (平成29年6月時点)	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上（困難な場合には圏域に1か所以上）	――	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上	2圏域（仙台・石巻）	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	令和5年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上（困難な場合には圏域に1か所以上）	――	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	平成32年度末までに各圏域に1か所以上	2圏域（仙台・石巻）	
<p>(注) 重症心身障害児            重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の障害児をいいます。</p> <p>【参考】5期計画等における成果目標等</p>			<p>(注) 重症心身障害児            重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の障害児をいいます。</p>			
項目	成果目標	実績（整備状況）				
		平成30年度	令和元年度			
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	令和2年度末までに各圏域に1か所以上	3圏域	4圏域			
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	令和2年度末までに各圏域に1か所以上	5圏域	5圏域			
<目標設定の考え方>			<目標設定の考え方>			

次期計画（案）	現計画																			
<p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の基本指針においては、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとされています。</p> <p>令和2年3月現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は15事業所あり、7圏域中4圏域（仙台・登米・石巻・気仙沼）で確保されています。また、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は18事業所あり、7圏域中5圏域（仙台・大崎・登米・石巻・気仙沼）で確保されています。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。</p>	<p>重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とすることとされています。</p> <p>平成29年6月現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は7事業所あり、7圏域中2圏域_____で確保されています。また、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は8事業所あり、7圏域中2圏域_____で確保されています。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。</p>																			
<p>(4) 【新規目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>(3) 【新規目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置_____</p>																			
<p>&lt;成果目標&gt;</p>	<p>&lt;成果目標&gt;</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場</td> <td>令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置する</td> <td>単独の市町村での設置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で設置することが可能</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	市町村ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置する	単独の市町村での設置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で設置することが可能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圏域ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場</td> <td>令和5年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	圏域ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場</td> <td>令和5年度末までに県に協議の場を設置する</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標	備考	市の保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県に協議の場を設置する	_____
項目	目標	備考																		
市町村ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに各市町村に協議の場を設置する	単独の市町村での設置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で設置することが可能																		
項目	目標	備考																		
圏域ごとの保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する	_____																		
項目	目標	備考																		
市の保健，医療，障害福祉，保育，教育等関係機関の協議の場	令和5年度末までに県に協議の場を設置する	_____																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【新規目標】市町村ごとのコーディネーターの配置</td> <td>令和5年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する</td> <td>単独の市町村での配置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で配置することが可能</td> </tr> </tbody> </table>	【新規目標】市町村ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	単独の市町村での配置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で配置することが可能	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____									
【新規目標】市町村ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	単独の市町村での配置が困難な場合は，圏域又は複数の市町村で配置することが可能																		
_____	_____	_____																		
_____	_____	_____																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>【新規目標】圏域ごとのコーディネーターの配置</td> <td>令和5年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	【新規目標】圏域ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する	_____	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	_____	_____	_____									
【新規目標】圏域ごとのコーディネーターの配置	令和5年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する	_____																		
_____	_____	_____																		
_____	_____	_____																		

次期計画（案）				現計画					
【新規目標】 県のコーディネーターの配置	令和5年度末までに県に コーディネーターを配置 する								
【参考】5期計画等における成果目標等									
項目	成果目標	実績（整備状況）							
		平成30年度	令和元年度	令和2年度					
圏域ごとの保健、医療、 障害福祉、保育、教育等 関係機関の協議の場	平成30年度末 までに各保健福 祉事務所・地域事 務所に協議の場 を設置する	2圏域	2圏域	2圏域 (見込み)					
市町村ごとの保健、医療、 障害福祉、保育、教育等 関係機関の協議の場	平成30年度末 までに各市町村 に協議の場を設 置する	15市町 村	22市町 村	27市町 村 (見込み)					
県の保健、医療、 障害福祉、保育、教育等 関係機関の協議の場	平成30年度末 までに県に協議 の場を設置する								
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針に基づき、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村_____において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。</p> <p>ただし、各市町村が協議の場の設置及びコーディネーターの配置を単独で行うことが困難である場合は、都道府県が関与した上で、圏域又は複数の市町村で協議の場の設置及びコーディネーターの配置を行うことも可能としています。</p>				<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村（都道府県の関与による圏域でも可）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける_____ことを基本とすることとされています。</p> <p>県では、協議の場として宮城県障害者自立支援協議会で協議を行うことを想定しておりますが、各市町村では同様の関係者を参集することが困難なことが想定されます。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。</p>					
3 【新規目標】相談支援体制の充実・強化に係る目標									
<成果目標>									

次期計画（案）			現計画		
項目	目標	備考			
相談支援体制の充実・強化に向けた体制	令和5年度末までに各市町村又は各圏域で体制確保	主任相談支援専門員等を配置する基幹相談支援センターの設置を想定			
【参考】基幹相談支援センターの設置状況（令和2年4月時点）					
項目	設置状況				
基幹相談支援センターの設置	5圏域 (28市町村)				
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>国の基本指針においては、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとされています。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。</p> <p>これらの取組を実施するに当たって、宮城県障害者自立支援協議会において、支援困難事例への支援体制を含む地域課題や先進事例を共有したり、各種研修事業を通じて相談支援専門員の確保及び資質の向上に努め、相談支援における中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。</p>					
4 【新規目標】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標					
<成果目標>					
項目	目標	備考			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制	令和5年度末までに県及び各市町村で体制構築	指定障害福祉サービス事業者等集団指導の場を活用			
<p>&lt;目標設定の考え方&gt;</p> <p>障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、国の基本指針においては、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を県及び市町村で構築することを基本とするとされています。</p> <p>このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上</p>					

次期計画（案）	現計画
<p><u>記のとおり設定します。</u></p> <p><u>これらの取組を実施するに当たって、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等の参加や、相談支援従事者研修等の事業者向けの研修の聴講を促進すること等により、市町村職員への意識付け等を行うことや、関係自治体との必要な連携等を図ります。</u></p> <p>第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策</p> <p>前章で設定した成果目標を達成するため、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」といいます。）の実施に関する考え方にに基づき、活動指標（成果目標を達成するための必要な量等をいいます。以下同じ。）としてサービス見込量（指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みをいいます。以下同じ。）を設定するとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めました。</p> <p>サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画等においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村障害福祉計画等に設定するサービス見込量を基本として、圏域ごとのサービス見込量を設定し、各圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。</p> <p>併せて、<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等に向けた支援、医療的ケア児に対する支援、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の支援、障害福祉サービス等の質の向上</u>について、活動指標を設定しました。</p> <p>1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方</p> <p>障害児者が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であることから、県内の全ての地域において、適切なサービスを身近で受けられるよう、各圏域における実情を踏まえ、サービス事業所等の計画的な整備を促進します。また、福祉施設や精神病床からの退所・退院後の住まいの場の整備が求められていることから、<u>グループホーム等</u>の充実等に取り組みます。</p> <p>さらに、これらのサービスを支える介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材の確保・育成に取り組みます。</p> <p>2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み</p> <p>(1) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み (略)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策</p> <p>前章で設定した成果目標を達成するため、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」といいます。）の実施に関する考え方にに基づき、活動指標（成果目標を達成するための必要な量等をいいます。以下同じ。）としてサービス見込量（指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みをいいます。以下同じ。）を設定するとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めました。</p> <p>サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画等においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村障害福祉計画等に設定するサービス見込量を基本として、圏域ごとのサービス見込量を設定し、各圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。</p> <p>併せて、_____</p> <p>_____福祉施設から一般就労への移行等に向けた支援、医療的ケア児に対する支援、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の支援_____</p> <p>_____について、活動指標を設定しました。</p> <p>1 障害福祉サービス等の実施に関する考え方</p> <p>障害__者が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であることから、県内の全ての地域において、適切なサービスを身近で受けられるよう、各圏域における実情を踏まえ、サービス事業所等の計画的な整備を促進します。また、福祉施設や精神病床からの退所・退院後の住まいの場となる<u>グループホーム等の整備が求められていることから、精神障害者や重度の障害者に対応するグループホーム</u>の充実等に取り組みます。</p> <p>さらに、これらのサービスを支える介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材の確保・育成に取り組みます。</p> <p>2 障害福祉サービス等の必要な量の見込み</p> <p>(1) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み (略)</p>

次期計画（案）				現計画			
(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み（略）				(2) 指定障害児通所支援等の必要な量の見込み（略）			
(3) 【新規指標】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ＜県計画値＞				_____			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	_____	_____	_____	_____
精神障害者の地域移行支援利用者数	27人	27人	27人	_____	_____	_____	_____
精神障害者の地域定着支援利用者数	27人	27人	27人	_____	_____	_____	_____
精神障害者の共同生活援助利用者数	812人	834人	857人	_____	_____	_____	_____
精神障害者の自立生活援助利用者数	25人	25人	25人	_____	_____	_____	_____
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）	498人	498人	498人	_____	_____	_____	_____
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）	46人	46人	46人	_____	_____	_____	_____
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）	62人	62人	62人	_____	_____	_____	_____
【参考】精神障害者の障害福祉サービス利用状況（令和2年3月利用分）				_____			
項目	利用者数			_____		_____	
精神障害者の地域移行支援利用者数	2人			_____		_____	
精神障害者の地域定着支援利用者数	9人			_____		_____	
精神障害者の共同生活援助利用者数	742人			_____		_____	
精神障害者の自立生活援助利用者数	2人			_____		_____	
【参考】精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（令和元年6月時点）				_____			
項目	在宅	障害福祉施設	介護施設	_____	_____	_____	_____
精神病床からの退院後の退院患者数	498人	46人	62人	_____	_____	_____	_____
(4) 【新規指標】地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ＜県計画値＞				_____			

次期計画（案）				現計画																											
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度																												
設置箇所数	18箇所	19箇所	19箇所																												
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回																												
<p>【参考】地域生活支援拠点等の整備状況（令和2年4月時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置箇所数</td> <td>8箇所</td> </tr> </tbody> </table>				項目	整備状況	設置箇所数	8箇所	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																							
項目	整備状況																														
設置箇所数	8箇所																														
<p>(5) 福祉施設から一般就労への移行等 ＜県計画値＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>5期計画等における実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</td> <td>令和5年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを552人とする</td> <td>目標 440人 平成30年度 212人 令和元年度 407人</td> </tr> <tr> <td>障害者に対する職業訓練の受講</td> <td>令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを150人とする</td> <td>目標 130人 平成30年度 118人 令和元年度 112人</td> </tr> <tr> <td>福祉施設から公共職業安定所への誘導</td> <td>令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを675人とする</td> <td>目標 580人 平成30年度 630人 令和元年度 504人</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	5期計画等における実績	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	令和5年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを552人とする	目標 440人 平成30年度 212人 令和元年度 407人	障害者に対する職業訓練の受講	令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを150人とする	目標 130人 平成30年度 118人 令和元年度 112人	福祉施設から公共職業安定所への誘導	令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを675人とする	目標 580人 平成30年度 630人 令和元年度 504人	<p>(3) 福祉施設から一般就労への移行等 ＜県計画値＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>4期計画における実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行</td> <td>平成32年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを440人とする</td> <td>目標 255人 27年度 255人 28年度 289人</td> </tr> <tr> <td>【新規指標】 障害者に対する職業訓練の受講</td> <td>平成32年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを130人とする</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>【新規指標】 福祉施設から公共職業安定所への誘導</td> <td>平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを580人とする</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>				項目	指標	4期計画における実績	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	平成32年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを440人とする	目標 255人 27年度 255人 28年度 289人	【新規指標】 障害者に対する職業訓練の受講	平成32年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを130人とする	二	【新規指標】 福祉施設から公共職業安定所への誘導	平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを580人とする	二
項目	指標	5期計画等における実績																													
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	令和5年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを552人とする	目標 440人 平成30年度 212人 令和元年度 407人																													
障害者に対する職業訓練の受講	令和5年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを150人とする	目標 130人 平成30年度 118人 令和元年度 112人																													
福祉施設から公共職業安定所への誘導	令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを675人とする	目標 580人 平成30年度 630人 令和元年度 504人																													
項目	指標	4期計画における実績																													
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	平成32年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを440人とする	目標 255人 27年度 255人 28年度 289人																													
【新規指標】 障害者に対する職業訓練の受講	平成32年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを130人とする	二																													
【新規指標】 福祉施設から公共職業安定所への誘導	平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けられるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを580人とする	二																													

次期計画（案）			現計画		
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	令和5年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援が受けられるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを <u>120</u> 人とする	目標 180 人 平成30年度 86 人 令和元年度 90 人	【新規指標】 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	平成32年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援が受けられるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを <u>180</u> 人とする	二
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	令和5年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを <u>385</u> 人とする	目標 360 人 平成30年度 373 人 令和元年度 203 人	【新規指標】 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	平成32年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを <u>360</u> 人とする	二

(6) \_\_\_\_\_ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

< 県計画値 >

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	二	3	8

(注) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター  
医療的ケア児等が必要とする他分野にまたがる支援の利用の調整や、支援のための地域づくりを推進する相談支援専門員等

【参考】5期計画等における実績

	単位	平成30年度	令和元年度
配置人数	人	35	38

(注) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成人数であり、本計画で定める市町村、圏域及び県に配置されたコーディネーターの人数とは異なります。

(4) 【新規指標】 医療的ケア児\_に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

< 県計画値 >

	単位	30年度	31年度	32年度
配置人数	人	0	14	37

(注) 医療的ケア児\_に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター  
医療的ケア児\_が必要とする他分野にまたがる支援の利用の調整や、支援のための地域づくりを推進する相談支援専門員等


次期計画（案）				現計画			
(7) _____ 発達障害者等に対する支援 ＜県計画値＞				(5) 【新規指標】 発達障害者等に対する支援 ＜県計画値＞			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	項目	30年度	31年度	32年度
発達障害者支援地域協議会の開催	2回	2回	2回	発達障害者支援地域協議会の開催	2回	2回	2回
発達障害者支援センターによる相談支援	800件	800件	800件	発達障害者支援センターによる相談支援	997件	1,097件	1,810件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	330回	363回	399回	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	400回	572回	742回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	55回	61回	67回	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	74回	122回	201回
【新規指標】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	64人	64人	96人	_____	_____	_____	_____
【新規指標】 ペアレントメンターの人数	15人	20人	20人	_____	_____	_____	_____
【新規指標】 ピアサポートの活動への参加人数	48人	53人	77人	_____	_____	_____	_____
※仙台市実施分を除く				※仙台市実施分を除く			
【参考】5期計画等における実績				_____			
項目	平成30年度	令和元年度		_____	_____	_____	
発達障害者支援地域協議会の開催	2回	1回		_____	_____	_____	
発達障害者支援センターによる相談支援	1,216件	806件		_____	_____	_____	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	277回	329回		_____	_____	_____	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	58回	65回		_____	_____	_____	
(8) 【新規指標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 ＜県計画値＞				_____			

次期計画（案）				現計画											
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度												
指導監査結果の関係市町村との共有回数	1回	1回	1回												
<p>(9) _____地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</p> <p>&lt;県計画値&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備量（利用者数）</td> <td>●人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害のある人を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。 平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。</p> <p>3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保 各圏域で必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等を見込み、各圏域のサービス提供体制の確保に努めます。</p> <p>【関連する主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者グループホーム体験ステイの推進 一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援します。</li> <li>・障害者福祉施設整備費補助_____ 障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・地域生活支援拠点等整備推進_____ 地域生活支援拠点等に必要とされる機能を備えたグループホーム、障害者支援施設その他障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・グループホーム整備促進_____ 精神障害者又は重度の障害者に対応するグループホームの整備、改修等に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・船形の郷建替 県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形の郷」について、老朽化等への対応とともに、民間施設のバックアップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。</li> </ul>				項目	令和5年度	基盤整備量（利用者数）	●人	<p>(6) 【新規】地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</p> <p>&lt;県計画値&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備量（利用者数）</td> <td>564人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害のある人を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。 平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。</p> <p>3 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保 各圏域で必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等を見込み、各圏域のサービス提供体制の確保に努めます。</p> <p>【関連する主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者地域移行支援事業 入院治療が不要な精神障害者の地域生活への移行に対する支援等を行います。</li> <li>・知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業 一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援します。</li> <li>・障害者福祉施設整備費補助事業_____ 障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・地域生活支援拠点等整備推進事業_____ 地域生活支援拠点等に必要とされる機能を備えたグループホーム、障害者支援施設その他障害福祉サービス事業所等の整備に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・グループホーム整備促進事業_____ 精神障害者又は重度の障害者に対応するグループホームの整備、改修等に要する経費の一部を補助します。</li> <li>・船形コロニー整備事業_____ 県全域における障害のある人のセーフティネット機能が期待される県立障害者支援施設「船形コロニー」について、老朽化等への対応とともに、民間施設のバック</li> </ul>				項目	32年度	基盤整備量（利用者数）	564人
項目	令和5年度														
基盤整備量（利用者数）	●人														
項目	32年度														
基盤整備量（利用者数）	564人														

次期計画（案）	現計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者地域移行支援____ 入院治療が不要な精神障害者の地域生活への移行に対する支援等を行います。</li> <li>・<u>地域精神保健福祉対策</u> 各保健所において精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施し、地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止や、関係機関が参集するケア会議を通じて、地域が連携した精神障害者の支援体制づくりを推進します。</li> <li>・<u>依存症対策総合支援</u> 依存症問題を抱える本人や家族を対象とした個別相談や家族教室、専門職を対象とした研修会等の実施、依存症治療拠点病院を指定など、発生子防から進行予防、再発予防に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。</li> <li>・<u>就労移行等連携調整</u> 特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。</li> <li>・<u>就労移行支援事業所機能強化</u> 就労移行支援事業所の「障害者が長く働き続けるための支援体制を整える機能」を強化し、障害者の一般就労に向けた企業との連携を構築すること等により、障害者が就労移行支援事業所・企業双方の支援を受けながら、企業で長く働き続けられる環境を整備します。</li> <li>・<u>農福連携による工賃向上支援</u> 障害者就労支援事業所で働く障害者の農業分野への就労を促進し、工賃向上を図るため、農業技術や6次産業化等に係る指導・助言や販路拡大等の支援を行います。</li> <li>・<u>医療的ケア児等体制整備推進</u> 医療型短期入所事業所の不足・偏在の解消、コーディネーター配置による人材育成及び事業所支援、看護師確保による障害児通所支援事業所での医療的ケアを必要とする障害児等の受入促進等を行い、身近な地域における支援体制の構築を進めます。</li> <li>・<u>県自立支援協議会の運営</u> 市町村が設置する協議会等の有機的なネットワークの構築、障害児者の支援体制の充実にに向けた取組みや課題に関する調整・協議等により、県内の障害福祉に係る広域的な課題の解決等を図ります。</li> <li>・<u>発達障害者地域支援マネジャー配置</u> 各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等からの依頼に基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。</li> </ul>	<p>アップ・地域の社会資源のコーディネートといった新たな役割を果たすことを見据えた整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>医療的ケア等総合推進事業</u> 医療的ケアを必要とする障害者等の支援のため、短期入所事業所をはじめとした病床の確保、人材育成及び事業所支援等を行います。</li> </ul>

次期計画（案）	現計画																								
<p>(2) 必要な人材の確保・育成  指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材を質量ともに確保するよう努めます（各取組の説明は第5章以降に記載）。</p> <p>【関連する主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉関係施設人材確保支援_____</li> <li>・相談支援従事者研修の実施</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護従事者等養成研修の推進</li> <li>・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進</li> <li>・介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進</li> <li>・障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修の実施</li> <li>・高次脳機能障害研修の実施</li> <li>・地域リハビリテーション推進強化</li> </ul> <p>第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数</p> <p>1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数  &lt;指定障害者支援施設の入所定員総数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="145 866 909 946"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和3年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,963</td> <td>人</td> <td>1,963</td> <td>人</td> <td>2,013</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;考え方&gt;  令和2年6月1日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は1,943人ですが、令和2年度に20人、令和5年度に50人定員が増加する予定です。  国の基本指針では施設入所者数を削減するよう求められているところですが、本県においては延べ入所待機者数が500名を超えており、また、上記定員増加の理由が地域生活支援拠点等の整備の一環であること、あるいは、指定障害児入所施設における18歳以上の継続入所者の移行先確保に対応するものであることを踏まえ、定員の増加はやむを得ないものと考えます。</p> <p>2 指定障害児入所施設の必要入所定員総数  &lt;指定障害児入所施設の入所定員総数&gt;</p>	令和3年度		令和4年度		令和5年度		1,963	人	1,963	人	2,013	人	<p>(2) 必要な人材の確保・育成  指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材を質量ともに確保するよう努めます（各取組の説明は第5章以降に記載）。</p> <p>【関連する主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉関係施設人材確保支援事業</li> <li>・相談支援従事者研修事業</li> <li>・知的障害者居宅介護職員初任者研修事業</li> <li>・居宅介護従事者等養成研修の推進</li> <li>・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進</li> <li>・介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進</li> <li>・障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修事業</li> </ul> <p>第4章 障害者支援施設等の必要入所定員総数</p> <p>1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数  &lt;指定障害者支援施設の入所定員総数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1120 866 1883 946"> <thead> <tr> <th colspan="2">30年度</th> <th colspan="2">31年度</th> <th colspan="2">32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,943</td> <td>人</td> <td>1,943</td> <td>人</td> <td>1,973</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;考え方&gt;  平成29年6月1日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は1,913人ですが、平成30年度及び平成32年度に30人ずつ定員が増加する予定です。  国の基本指針では施設入所者数を削減するよう求められているところですが、本県においては延べ入所待機者数が400名を超えており、また、上記定員増加の理由が地域生活支援拠点等の整備の一環であること、あるいは、指定障害児入所施設における18歳以上の継続入所者の移行先確保に対応するものであることを踏まえ、定員の増加はやむを得ないものと考えます。</p> <p>2 指定障害児入所施設の必要入所定員総数  &lt;指定障害児入所施設の入所定員総数&gt;</p>	30年度		31年度		32年度		1,943	人	1,943	人	1,973	人
令和3年度		令和4年度		令和5年度																					
1,963	人	1,963	人	2,013	人																				
30年度		31年度		32年度																					
1,943	人	1,943	人	1,973	人																				

次期計画（案）							現計画						
	令和3年度		令和4年度		令和5年度			30年度		31年度		32年度	
福祉型	60	人	60	人	60	人	福祉型	70	人	70	人	70	人
医療型	561	人	561	人	561	人	医療型	561	人	561	人	561	人
※医療型障害児入所施設の定員のうち480人分については、療養介護の定員と重複している。							※医療型障害児入所施設の定員のうち480人分については、療養介護の定員と重複している。						
<考え方> 令和2年6月1日現在の福祉型障害児入所施設の入所定員総数は70人ですが、令和2年度に10人定員が減少する予定です。 障害児入所施設については、現在の利用状況を勘案し、定員数を維持することとします。 なお、福祉型障害児入所施設については、18歳に達した入所者の移行先が見つからないなどの事情により、定員数まで障害児を受け入れられない現状にありますが、市町村等の関係機関との連携を強化して移行先を確保するほか、上記障害者支援施設の定員増加等によって解消することにより、障害児の受入体制を確保することとします。 また、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、支援学校、監護者、児童相談所、市町村、相談支援事業所等と、18歳以降の支援の在り方について、入所している福祉型障害児入所施設が主催する五者進路支援会議やケース会議を活用し、適切な時期に必要な協議が行われるよう関係者と取り組んでいきます。 さらに、地域との交流機会の確保に取り組む等、地域に開かれた施設の体制整備に努めます。							<考え方> 障害児入所施設については、現在の利用状況を勘案し、定員数を維持することとします。 なお、福祉型障害児入所施設については、18歳に達した入所者の移行先が見つからないなどの事情により、定員数まで障害児を受け入れられない現状にありますが、市町村等の関係機関との連携を強化して移行先を確保するほか、上記障害者支援施設の定員増加等によって解消することにより、障害児の受入体制を確保することとします。						
第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置							第5章 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置						
1 サービスに従事する人材の確保・育成 県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保・育成に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の事業者における人材の確保に努めます。							1 サービスに従事する人材の確保・育成 県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保・育成に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等支援」という。）の事業者における人材の確保に努めます。						
① 障害福祉関係施設人材確保支援 指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、介護職員初任者研修等の受講料及び代替職員人件費相当分の補助を行います。 また、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。							① 障害福祉関係施設人材確保支援事業 指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、介護職員初任者研修等の受講料及び代替職員人件費相当分の補助を行います。						

次期計画（案）	現計画
<p>② <u>障害者相談支援従事者研修の実施</u>  <u>障害福祉サービス等の利用支援等の援助技術や困難事例に対する支援方法について、初任者研修や現任研修を実施し、相談支援事業に従事する相談支援専門員の確保に努めます。また、これらの研修修了者に対して、専門コース別研修や、基幹相談支援センター等において地域の指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成研修を実施し、資質の向上を図ります。</u></p> <hr/> <p>③ <u>居宅介護従事者等養成研修の推進</u>  障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、指定事業者による以下の研修の実施を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護職員初任者研修</li> <li>・同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程</li> <li>・全身性障害者移動介護従業者養成研修</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修基礎研修課程・<u>実践研修課程</u></li> </ul> <u>行動障害を有する障害者等に対し、その特性の理解に基づいて適切な支援を行うため、施設従事者、居宅介護従事者等が知識や支援手法を修得可能となる専門的な研修実施を推進します。</u> <p>④ <u>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進</u>  障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について、その提供体制とサービスの質を確保するための研修を推進します。</p> <p>⑤ <u>介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進</u>  在宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、<u>関連法令及び制度を周知するとともに、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を推進します。</u></p> <p>⑥ <u>障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修の実施</u>  障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。</p> <p>⑦ <u>高次脳機能障害研修の実施</u>  高次脳機能障害の基本的理解や支援等について、市町村等関係職員への研修を実施するとともに、普及啓発のためのシンポジウム等を実施します。</p> <p>⑧ <u>地域リハビリテーション推進強化</u>  障害児者支援に従事するリハビリテーション専門職等の支援技術や資質向上を図るため、研修会や事例検討会等を実施します。</p>	<p>② <u>障害者相談支援従事者研修事業</u>  <u>相談支援事業に従事する専門員の養成及び資質の向上を図るため、初任者研修や現任研修の実施により相談支援に従事する専門員の確保と資質向上に努めます。</u></p> <p>③ <u>知的障害者居宅介護職員初任者研修事業</u>  <u>知的障害者を対象に居宅介護職員初任者研修の受講を支援することで、居宅介護従事者の確保と同時に、知的障害者の就労を支援します。</u></p> <p>④ <u>居宅介護従事者等養成研修の推進</u>  障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、指定事業者による以下の研修の実施を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護職員初任者研修</li> <li>・同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程</li> <li>・全身性障害者移動介護従業者養成研修</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修基礎研修課程・<u>応用研修課程</u></li> </ul> <hr/> <p>⑤ <u>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の推進</u>  障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について、その提供体制とサービスの質を確保するための研修を推進します。</p> <p>⑥ <u>介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進</u>  在宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、<u>適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を推進します。</u></p> <p>⑦ <u>障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修事業</u>  障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。</p>

次期計画（案）	現計画
<p>2 指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価及び情報公表制度</p> <p>県では、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。障害福祉サービスの評価機関として4機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。また、障害者総合支援法等の改正により、平成30年度から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要であることから、当該制度の事業者に対する周知、利用しやすい仕組みづくりや普及啓発に取り組みます。</p> <p>3 障害者等に対する虐待の防止</p> <p>平成24年10月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしてされています。また、県においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年12月厚生労働省作成）」に沿って、障害者虐待防止法第36条第1項の規定に基づく「都道府県障害者権利擁護センター」を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害児者関係団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的な検証を行うこととされています。</p> <p>こうしたことから、県では、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係団体等との連携協力体制を整備するとともに、「宮城県障害者権利擁護センター」を設置、運営し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、指定障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対する各種研修事業や指導監査等の機会を通じて、虐待事案の未然防止及び早期発見を図っていきます。</p> <p>4 意思決定支援の促進</p> <p>県は、意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省作成）」等を活用し、相談支</p>	<p>2 指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価及び情報公表制度</p> <p>県では、平成21年4月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。障害福祉サービスの評価機関として4機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。また、障害者総合支援法等の改正により、平成30年度から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要であることから、当該制度の事業者に対する周知、利用しやすい仕組みづくりや普及啓発に取り組みます。</p> <p>3 障害者等に対する虐待の防止</p> <p>平成24年10月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとしてされています。また、県においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成24年12月厚生労働省作成）」に沿って、障害者虐待防止法第36条第1項の規定に基づく「都道府県障害者権利擁護センター」を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害児者関係団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的な検証を行うこととされています。</p> <p>こうしたことから、県では、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、有識者等からなる関係団体等との連携協力体制を整備するとともに、「宮城県障害者権利擁護センター」を設置、運営し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、指定障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対する各種研修事業や指導監査等の機会を通じて、虐待事案の未然防止及び早期発見を図っていきます。</p> <p>4 意思決定支援の促進</p> <p>県は、意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省作成）」等を活用し、相談支</p>

次期計画（案）	現計画
<p>援専門員やサービス管理責任者等に対する研修を実施するとともに、各種研修事業や指導監査等の機会を捉えて、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対するガイドラインの普及を図っていきます。</p>	<p>援専門員やサービス管理責任者等に対する研修を実施するとともに、各種研修事業や指導監査等の機会を捉えて、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対するガイドラインの普及を図っていきます。</p>
<p>5 障害者等の社会参加の促進</p> <p>(1) 芸術文化活動支援</p> <p><u>障害者週間（12月3日から9日まで）に合わせた「書道・写真コンテスト」、</u> <u>「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の開催や、障害のあるなしに関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援するなどして、障害のある人による芸術文化活動の振興や、障害者等理解の促進を図ります。</u></p> <p><u>また、県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進します。</u></p> <p><u>さらに、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、公立図書館など地域の関係機関への普及啓発や、電子書籍等を利用するための情報機器や全国的ネットワークであるサピエ図書館の利用体験を実施することで、視覚障害者等のアクセシブルな書籍の活用を推進します。</u></p> <p>(2) 情報保障の推進</p> <p><u>視覚障害のある人に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとともに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター」を運営します。</u></p> <p><u>また、聴覚障害のある人に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣等を行い、聴覚障害のある人と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサボみやぎ）」の運営委託を行うとともに、令和3年4月に「手話言語条例（仮称）（令和3年条例第●●号）」が施行されたことを踏まえ、手話の普及と手話に対する理解の促進を図ります。</u></p>	<p>5 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</p> <p><u>障害者週間（12月3日から9日まで）に合わせた「書道・写真コンテスト」、</u> <u>「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の開催や、障害のあるなしに関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援するなどして、障害のある人による芸術文化活動の振興や、障害者等理解の促進を図ります。</u></p>
<p>6 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現のためには、障害者等に対する深い理解が必要であるとともに、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されたことを踏まえ、令和3年4月には「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）（令和3年条例第●●号。以下</p>	<p>6 障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現のためには、障害者等に対する深い理解が必要であるとともに、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」が</p>

次期計画（案）	現計画
<p>「条例」という。）」が施行され、<u>県民を含む全ての人に対し、障害者やその家族・関係者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、行政機関や事業者による合理的配慮の提供が義務づけられています。</u></p> <p>県では、こうした背景に鑑み、次の取組を実施していきます。</p> <p>(1) 行政機関等における配慮</p> <p>県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。</p> <p>障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳、要約筆記及び盲ろう者通訳・介助、資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。</p> <p>障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>(2) 普及啓発・広報活動の推進</p> <p>条例のガイドラインや県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。</p> <p>障害者週間等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み、障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <p>特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。</p> <p>内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマーク等に関する制度や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」_____は、有効な合理的配慮の一つと考えられることから、<u>更なる推進に努めます。</u></p> <p>(3) 相談体制の整備</p> <p>障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。<u>また、事業者による障害を理由とする差別について、相談で解決しない場合は、差別を受けた方からの求めに応じて、問題解決のための助言やあっせんを行う体制の整備を図ります。</u></p> <p>(4) 関係機関と連携した差別解消の取組</p>	<p>_____施行され、<u>行政機関や事業者等による、障害者等に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等が定められました。</u></p> <p>県では、こうした背景に鑑み、次の取組を実施していきます。</p> <p>(1) 行政機関等における配慮</p> <p>県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、管理職又は新任の県職員に対する内部研修等を実施し、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応ができる環境整備を推進します。</p> <p>障害のある人が、県が主催する会議や各種行事等に参加しやすい環境づくりのため、手話通訳や要約筆記_____，資料の点訳等の合理的配慮の提供を行います。</p> <p>障害のある人が、行政関連情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報誌など、県の広報媒体における情報アクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>(2) 普及啓発・広報活動の推進</p> <p>_____県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害のある人、社会的障壁等への理解を促進します。</p> <p>障害者週間等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組み、障害及び障害のある人に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。</p> <p>特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害のある人と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。</p> <p>内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマーク等に関する制度や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」<u>の導入は、有効な合理的配慮の一つと考えられることから、全国の状況や関係者の意見等を踏まえながら、本県における導入の検討を進めます。</u></p> <p>(3) 相談体制の整備</p> <p>障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理由とする差別の速やかな解消と未然防止する相談体制の整備を推進します。_____</p> <p>(4) 関係機関と連携した差別解消の取組</p>

次期計画（案）	現計画
<p>障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。</p> <p>7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</p> <p>障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や、関係機関等との緊密な連携体制の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。また、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。</p> <p>こうした事業所等の取組を支援する観点からも、県では、次の防犯・防災対策を進めていきます。</p> <p>(1) 防犯対策</p> <p>地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動を推進します。</p> <p>障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底</li> <li>・地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築</li> </ul> <p>また、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部を補助します。</p> <p>(2) 防災対策</p> <p>東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（令和2年1月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災害復旧・復興対策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス</p>	<p>障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。</p> <p>7 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</p> <p>障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や、関係機関等との緊密な連携体制の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。また、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。</p> <p>こうした事業所等の取組を支援する観点からも、県では、次の防犯・防災対策を進めていきます。</p> <p>(1) 防犯対策</p> <p>地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動を推進します。</p> <p>障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底</li> <li>・地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築</li> </ul> <p>また、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部を補助します。</p> <p>(2) 防災対策</p> <p>東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（平成29年2月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災害復旧・復興対策を総合的に推進するとともに、障害福祉サービス</p>

次期計画（案）	現計画
<p>事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。</p> <p>平成25年8月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年12月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、市町村等と連携し、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。</p> <p>障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。</p> <p>県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。</p> <p>障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆者等の計画的な養成等を行います。</p> <p>東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の継続的な体制整備を行います。</p> <p>東日本大震災で被災した障害のある人やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的な要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。</p> <p>東日本大震災において、視覚障害者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、<u>市町村における視覚障害者支援体制を整備</u>します。</p>	<p>事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。</p> <p>平成25年8月に国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年12月に県が策定した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、市町村等と連携し、障害のある人をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や実地指導等を通じた理解の促進を図ります。</p> <p>障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。</p> <p>県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への実地指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。</p> <p>障害のある人の避難所等における意思疎通支援を担う手話通訳者や要約筆者等の計画的な養成等を行います。</p> <p>東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の継続的な体制整備を行います。</p> <p>東日本大震災で被災した障害のある人やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的な要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。</p> <p>東日本大震災において、視覚障害者の支援に課題を残したことから、「宮城県視覚障害者情報センター」に「地域連携推進員」を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、<u>視覚障害者支援策を検討</u>します。</p>
<p>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業</p> <p>地域生活支援事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。</p> <p>県では、国の「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」等に基づき、次の事業を実施します。</p>	<p>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項</p> <p>1 地域生活支援事業</p> <p>地域生活支援事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。</p> <p>県では、国の「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」等に基づき、次の事業を実施します。</p>

次期計画（案）	現計画																																								
<p>(1) 専門性の高い相談支援事業</p> <p>障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。</p> <p>① 発達障害者支援センター運営____</p> <p><u>発達障害者とその家族がライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制を構築するため、発達障害者支援センターを三次支援機関として設置・運営し、市町村や障害児等療育支援事業所等の一次支援機関及び二次支援機関として各圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャーを支援するための各種事業を行います。</u></p> <p>&lt;発達障害者支援センター&gt;</p> <table border="1" data-bbox="114 611 1052 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及____</p> <p><u>高次脳機能障害者が身近な地域で医療及び支援を受けられる体制を確保するため、地域に拠点となる地域支援拠点病院を整備するとともに、高次脳機能障害者に対する相談支援、専門的な評価、リハビリテーション、支援者の資質向上のための研修会等を実施し、地域における支援体制の充実を図ります。</u></p> <p>&lt;地域支援拠点病院&gt;</p> <table border="1" data-bbox="114 1015 1052 1128"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>3か所</td> <td>4か所</td> <td>5か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 障害児等療育支援____</p> <p><u>障害児等及びその家族、支援者が身近な地域で療育支援を受けられるため、各圏域で障害児支援等を行う事業所に相談員を配置し、発達障害者地域支援マネジャーと連携しながら、来所や訪問による療育相談を行います。</u></p> <p>&lt;障害児等療育支援&gt;</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施見込み箇所数	3か所	4か所	5か所	<p>(1) 専門性の高い相談支援事業</p> <p>障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。</p> <p>① 発達障害者支援センター運営事業</p> <p><u>平成18年11月から設置運営している宮城県発達障害者支援センターにおいて、自閉症等の発達障害がある障害者等に対して、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した相談及び支援を総合的に行います。また、地域のニーズに対応するため、市町村や各圏域の障害児等療育支援事業実施事業所等の関係機関との連携を図りながら、相談支援を実施していきます。</u></p> <p>&lt;発達障害者支援センター&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1088 611 2027 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>1か所</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>実利用見込み者数</td> <td>1,400人</td> <td>2,000人</td> <td>2,000人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業</p> <p><u>高次脳機能障害者に対する相談支援、専門的な評価、適切なリハビリテーションの提供等を行うとともに、関係者の資質向上や障害理解のための研修会の開催等、地域における支援体制の構築を目的として実施するものです。</u></p> <p><u>身近な地域で医療の確保を図るため、地域に中核となる地域支援拠点病院を整備し、保健福祉事務所や市町村、障害福祉サービス事業所等が連携して、高次脳機能障害者を支援する体制整備に努めます。</u></p> <p>&lt;地域支援拠点病院&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1088 1015 2027 1128"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>5か所</td> <td>5か所</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>実利用見込み者数</td> <td>120人</td> <td>120人</td> <td>140人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 障害児等療育支援事業</p> <p><u>障害児等及びその家族等が身近な地域で相談が受けられるように、各圏域の指定相談支援事業所に、障害児に係る療育相談・指導を担当する相談員を配置し、障害児等が安心して在宅生活を送れる環境を整備します。</u></p> <p><u>現在の相談支援体制の確保を図るとともに、県障害者自立支援協議会の取組や発達障害者支援センターとの連携等を通じて相談支援事業所における対応力や解決力の向上を図り、相談支援の質の向上に努めます。</u></p> <p>&lt;障害児等療育支援&gt;</p>		30年度	31年度	32年度	実施見込み箇所数	1か所	2か所	2か所	実利用見込み者数	1,400人	2,000人	2,000人		30年度	31年度	32年度	実施見込み箇所数	5か所	5か所	6か所	実利用見込み者数	120人	120人	140人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																						
実施見込み箇所数	2か所	2か所	2か所																																						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																						
実施見込み箇所数	3か所	4か所	5か所																																						
	30年度	31年度	32年度																																						
実施見込み箇所数	1か所	2か所	2か所																																						
実利用見込み者数	1,400人	2,000人	2,000人																																						
	30年度	31年度	32年度																																						
実施見込み箇所数	5か所	5か所	6か所																																						
実利用見込み者数	120人	120人	140人																																						

次期計画（案）				現計画																																																			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		30年度	31年度	32年度																																																
実施見込み箇所数	9か所	9か所	9か所	実施見込み箇所数	12か所	12か所	12か所																																																
				実利用見込み者数	2,700人	2,900人	3,100人																																																
<p>(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。</p> <p>① 手話通訳者・要約筆記者養成研修の実施</p> <p>聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、聴覚障害者とのコミュニケーション手段、手話表現及び要約筆記技術等を習得する研修を行います。</p> <p>&lt;手話通訳者・要約筆記者養成研修&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了見込み者数</td> <td>11人</td> <td>11人</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施</p> <p>視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。</p> <p>&lt;盲ろう者向け通訳・介助員養成研修&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了見込み者数</td> <td>14人</td> <td>14人</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施</p> <p>失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者とのコミュニケーション手段を習得する研修を行います。</p> <p>&lt;失語症者向け意思疎通支援者養成研修&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了見込み者数</td> <td>15人</td> <td>15人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	修了見込み者数	11人	11人	11人		令和3年度	令和4年度	令和5年度	修了見込み者数	14人	14人	14人		令和3年度	令和4年度	令和5年度	修了見込み者数	15人	15人	15人	<p>(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業</p> <p>視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。</p> <p>&lt;盲ろう者向け通訳・介助員養成研修&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了見込み者数</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													30年度	31年度	32年度	修了見込み者数	16人	16人	16人								
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																				
修了見込み者数	11人	11人	11人																																																				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																				
修了見込み者数	14人	14人	14人																																																				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																				
修了見込み者数	15人	15人	15人																																																				
	30年度	31年度	32年度																																																				
修了見込み者数	16人	16人	16人																																																				
<p>(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目</p>				<p>(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目</p>																																																			

次期計画（案）				現計画																																											
<p>的として実施します。</p> <p>① <u>遠隔手話通訳システム環境基盤整備</u> 感染症の流行や災害等により、市町村が実施する手話通訳者の同行派遣が困難な場合に備え、遠隔手話通訳サービスが利用できる通信環境の基盤を整備します。</p> <p>② <u>盲ろう者通訳・介助員派遣</u> 盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行います。 &lt;盲ろう者通訳・介助員派遣&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用見込み件数</td> <td>296件</td> <td>296件</td> <td>296件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ <u>失語者向け意思疎通支援者派遣</u> 失語症者向けの意思疎通支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、失語症者のコミュニケーションの支援を行います。 &lt;失語者向け意思疎通支援者派遣&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用見込み件数</td> <td>二</td> <td>50件</td> <td>80件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 広域的な支援事業 地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。</p> <p>① <u>都道府県相談支援体制整備</u>（精神障害者等相談支援体制強化） 市町村から相談支援事業の委託を受ける社会福祉法人等の多くは知的障害者に対する支援を専門としているという背景があり、特に精神障害者に対する相談支援の質の底上げを図る必要があります。このため、相談支援専門員等に対する精神保健等に係る研修や医師、精神保健福祉士等のアドバイザー派遣を行うことにより、全ての障害に対応できる相談支援体制を整備します。 &lt;アドバイザー派遣&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アドバイザー派遣見込み者数</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進</u> 精神科病院に入院する精神障害者の早期退院及び地域生活の定着を目的として、精神科病院における入院患者に対する<u>地域移行支援の取組</u>を推進するため、保健・医療・福祉関係者が連携する協議の場として、宮城県障害者自立支援協議会精神障</p>					令和3年度	令和4年度	令和5年度	利用見込み件数	296件	296件	296件		令和3年度	令和4年度	令和5年度	利用見込み件数	二	50件	80件		令和3年度	令和4年度	令和5年度	アドバイザー派遣見込み者数	7人	7人	7人	<p>的として実施します。</p> <p>① <u>盲ろう者通訳・介助員派遣事業</u> 盲ろう者向けの通訳と介助を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲ろう者のコミュニケーションと移動の支援を行います。 &lt;盲ろう者通訳・介助員派遣事業&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用見込み件数</td> <td>260件</td> <td>260件</td> <td>260件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 広域的な支援事業 地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。</p> <p>① <u>都道府県相談支援体制整備事業</u>（精神障害者等相談支援体制強化事業） 市町村から相談支援事業の委託を受ける社会福祉法人等の多くは知的障害者に対する支援を専門としているという背景があり、特に精神障害者に対する相談支援の質の底上げを図る必要があります。このため、相談支援専門員等に対する精神保健等に係る研修や医師、精神保健福祉士等のアドバイザー派遣を行うことにより、全ての障害に対応できる相談支援体制を整備します。 &lt;アドバイザー派遣&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アドバイザー派遣見込み者数</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② <u>精神障害者地域生活支援広域調整等事業</u> 精神科病院に入院する精神障害者の早期退院及び地域生活の定着を目的として、精神科病院における入院患者に対する<u>地域移行支援の取組</u>やピアサポーターの活用等を推進するため、保健・医療・福祉関係者が連携する協議の場として、宮城県障</p>					30年度	31年度	32年度	利用見込み件数	260件	260件	260件		30年度	31年度	32年度	アドバイザー派遣見込み者数	7人	7人	7人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																												
利用見込み件数	296件	296件	296件																																												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																												
利用見込み件数	二	50件	80件																																												
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																												
アドバイザー派遣見込み者数	7人	7人	7人																																												
	30年度	31年度	32年度																																												
利用見込み件数	260件	260件	260件																																												
	30年度	31年度	32年度																																												
アドバイザー派遣見込み者数	7人	7人	7人																																												

次期計画（案）				現計画			
<p>害部会及び圏域ごとの地域支援体制整備のための会議を開催します。<u>また、精神障害者の方の意向に沿いながらサービス調整等行うため、多様な相談支援の質を確保するために、支援者の質向上のための研修会を県全体及び圏域毎に実施します。</u></p> <p>&lt;精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進&gt;</p>				<p>害者自立支援協議会精神障害部会及び圏域ごとの地域支援体制整備のための会議を開催します。<u>また、大規模災害等の発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)」の体制整備等を行います。</u></p> <p>&lt;地域生活支援広域調整会議等事業&gt;</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		30年度	31年度	32年度
宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本	協議会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本
研修会の実施見込み回数	9回	9回	9回				
このほか圏域ごとの協議の場を設置、会議等を開催していきます。				このほか圏域ごとの協議の場を設置、会議等を開催していきます。			
<p>③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備</p> <p>発達障害者支援推進会議を開催し、発達障害児者が身近な地域でライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられる体制を整備します。</p> <p>&lt;発達障害者支援推進会議&gt;</p>				<p>③ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業</p> <p>発達障害を有する障害児（者）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、宮城県発達障害者支援地域協議会を開催し、県内の整備状況の把握及び支援体制の充実を目指します。</p> <p>&lt;発達障害者支援地域協議会による体制整備事業&gt;</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		30年度	31年度	32年度
推進会議の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本	運営委員会開催見込み数	1回を基本	1回を基本	1回を基本
<p>(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>① 障害支援区分認定調査員等研修の実施</p> <p>全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員（市町村及び事業所職員）及び市町村審査会委員に対する研修を実施し、その資質向上を図ります。</p> <p>② 相談支援従事者研修事業の実施</p> <p>多様な生活ニーズを有する障害者等の地域生活を支援する相談支援従事者等を養成・育成します。</p>				<p>(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>①障害支援区分認定調査員等研修事業</p> <p>全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員（市町村及び事業所職員）及び市町村審査会委員に対する研修を実施し、その資質向上を図ります。</p> <p>②相談支援従事者研修事業</p> <p>多様な生活ニーズを有する障害者等の地域生活を支援する相談支援従事者等を養成・育成します。</p> <p>③サービス管理責任者研修事業</p>			
					30年度	31年度	32年度
				検討会の開催見込み数	2回を基本	2回を基本	2回を基本

次期計画（案）	現計画
<p>③ サービス管理責任者研修の<u>推進</u> 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成研修を推進します。</p> <hr/> <p>④ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化____ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施し、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。</p> <p>⑤ 音声機能障害者発声訓練指導者養成____ 疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行う指導者を養成します。</p> <p>⑥ 精神障害関係従事者養成研修の<u>実施</u>（かかりつけ医等うつ病対応力向上研修の<u>実施</u>） 日頃から<u>身体症状等による診察することの多い内科等の</u>医師に対して、適切なおうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携方法、家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療推進を図ります。</p> <p>(6) <u>日常生活支援に関する事業</u> オストメイト（人工肛門，人工膀胱を造設している人），音声機能障害者，視覚障害者，聴覚障害者，盲ろう者を対象に日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより，生活の質の向上を図る生活訓練を実施します。</p> <p>① オストメイト社会適応訓練 オストメイトに対して，ストマ用装具の選び方やびらん予防，社会生活に関する講習会を開催します。</p> <p>② 音声機能障害者の発声訓練 疾病等により喉頭を摘出し，音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行います。</p> <p>(7) <u>社会参加支援に関する事業</u> 誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け，利用できるよう，情報アクセシビリティの向上を図るとともに，情報技術を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し，一層の促進を図るための支援を行います。また，障害のある人の心身の機</p>	<p>事業所や施設において，サービスの質を確保するため，個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」____の養成を行います。</p> <p>④<u>居宅介護従事者等養成研修事業</u> 知的障害者の資格取得を支援し就労の促進を図るため，特別支援学校や就労移行支援事業所等と連携し，知的障害者を対象とした居宅介護職員初任者研修を実施します。</p> <p>⑤<u>身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業</u> 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施し，相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。</p> <p>⑥<u>音声機能障害者発声訓練指導者養成事業</u> 疾病等により喉頭を摘出し，音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行う指導者を養成します。</p> <p>⑦<u>精神障害関係従事者養成研修事業</u>（かかりつけ医等うつ病対応力向上研修事業） 日頃から<u>受診するかかりつけの</u>医師に対して，適切なおうつ病等精神疾患に関する診療の知識・技術及び精神科等の専門医師との連携方法，家族からの話や悩みを聞く姿勢等を習得させるための研修を実施し，うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による自死対策の推進を図ります。</p> <p>(6) <u>日常生活支援</u> オストメイト（人工肛門，人工膀胱を造設している人），音声機能障害者，視覚障害者，聴覚障害者，盲ろう者を対象に日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより，生活の質の向上を図る生活訓練を実施します。</p> <p>①オストメイト社会適応訓練 オストメイトに対して，ストマ用装具の選び方やびらん予防，社会生活に関する講習会を開催します。</p> <p>②音声機能障害者の発声訓練 疾病等により喉頭を摘出し，音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行います。</p> <p>(7) <u>社会参加支援</u> 誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け，利用できるよう，情報アクセシビリティの向上を図るとともに，情報技術を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し，一層の促進を図るための支援を行います。また，障害のある人の心身の機</p>



次期計画（案）	現計画			
<p>す。</p> <p>⑦ 芸術文化活動振興 障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援します。 また、障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化活動を行う障害者への相談・支援や、研修の開催により支援者を育成するとともに、展示会の開催等により発表機会を確保し、障害者の芸術文化活動を支援します。</p> <p>⑧ サービス提供者情報提供等 聴覚障害者等が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者の確保のためのネットワークを構築します。</p> <p>(8) 特別支援事業 意思疎通支援関係特別支援事業として、次の事業を実施します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>す。</p> <p>⑩芸術文化活動振興 障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>⑪サービス提供者情報提供等 聴覚障害者等が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者の確保のためのネットワークを構築します。</p> <p>(8) 特別支援事業 意思疎通支援関係特別支援事業として、次の事業を実施します。</p> <p>①手話通訳士ステップアップ研修事業 手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を実施します。</p> <p>②手話通訳者養成ステップアップ研修事業 手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施します。</p>			
	30年度	31年度	32年度	
	修了（見込）者数	25人	25人	25人
	③要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 要約筆記者の資格を目指す登録要約奉仕員を対象として、要約筆記者の養成研修を実施します。			
	30年度	31年度	32年度	
	研修受講者数	7人	7人	7人
<p>① 点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修の実施 点訳又は音訳に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録音訳奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳等の役割・責務等についての理解や専門的な技能等の向上を図る現任研修を実施します。</p> <p>② 要約筆記者指導者養成特別支援 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取組を支援します。</p> <p>③ 盲ろう者社会参加等促進_____</p>	<p>④点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業 点訳又は音訳に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録音訳奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳等の役割・責務等についての理解や専門的な技能等の向上を図る現任研修を実施します。</p> <p>⑤要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取組を支援します。</p> <p>⑥盲ろう者社会参加等促進事業</p>			

次期計画（案）	現計画																										
<p>盲ろう者を対象とする日常生活及び社会生活に必要な訓練指導や講習会等を開催します。</p> <p>2 地域生活支援促進事業 平成29年度における国の制度改正に伴い、地域生活支援事業やその他の補助事業で実施してきた事業のうち、特に政策的な課題に対応するものとして、次の事業を実施します。</p> <p>(1) かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施 <u>発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者に対して、国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療・支援が可能となることを目指します。</u></p> <p>(2) 発達障害者支援体制整備____ <u>各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等からの依頼に基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。</u></p> <p>(3) 障害者虐待防止対策支援____ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、国が行う研修への参加や県が行う研修事業等を通じて、関連する職務に従事する者や団体等の資質向上を図ります。</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター____ 身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者等の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。 各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、引き続き支援を行います。 ＜障害者就業・生活支援センター＞</p>	<p>盲ろう者を対象とする日常生活及び社会生活に必要な訓練指導や講習会等を開催します。</p> <p>2 地域生活支援促進事業 平成29年度における国の制度改正に伴い、地域生活支援事業やその他の補助事業で実施してきた事業のうち、特に政策的な課題に対応するものとして、次の事業を実施します。</p> <hr/> <p>(1) 発達障害者支援体制整備事業 <u>発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための家族支援体制の整備や地域支援体制の構築に向けて、支援者を対象とした研修会を開催します。</u></p> <p>(2) 障害者虐待防止対策支援事業 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、国が行う研修への参加や県が行う研修事業等を通じて、関連する職務に従事する者や団体等の資質向上を図ります。</p> <p>(3) 障害者就業・生活支援センター事業 身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者等の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。 各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、引き続き支援を行います。 ＜障害者就業・生活支援センター＞</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>7か所</td> <td>7か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>実利用見込み者数</td> <td>3,150人</td> <td>3,270人</td> <td>3,390人</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施見込み箇所数	7か所	7か所	7か所	実利用見込み者数	3,150人	3,270人	3,390人	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施見込み箇所数</td> <td>7か所</td> <td>7か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>実利用見込み者数</td> <td>2,900人</td> <td>3,200人</td> <td>3,500人</td> </tr> </tbody> </table>				30年度	31年度	32年度	実施見込み箇所数	7か所	7か所	7か所	実利用見込み者数	2,900人	3,200人	3,500人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度																								
実施見込み箇所数	7か所	7か所	7か所																								
実利用見込み者数	3,150人	3,270人	3,390人																								
	30年度	31年度	32年度																								
実施見込み箇所数	7か所	7か所	7か所																								
実利用見込み者数	2,900人	3,200人	3,500人																								
<p>(5) 工賃向上計画支援 就労継続支援事業所等に対する研修事業や経営コンサルタントの派遣等を行い、対</p>	<p>(4) 工賃向上計画支援 就労継続支援事業所等に対する研修事業や経営コンサルタントの派遣等を行い、対</p>																										

次期計画（案）				現計画																											
<p>象事業所及び県全体の工賃引き上げを推進します。</p> <p>特に、就労継続支援B型事業所については、平成30年12月に策定した「第三期宮城県工賃向上支援計画（以下「工賃向上計画」といいます。）」に基づき、事業所職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきた結果、次のとおり全国平均を上回る金額で推移していますが、工賃向上計画の目標額23,000円の達成は困難な見通しとなっていること等から、これまでの取組とその成果や課題を検証したうえで、令和3年度以降の新規計画を策定し、今後も引き続き工賃向上に向けた取組を進めていきます。</p> <p>【参考】一人当たり平均月額工賃実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県平均</td> <td>17,862</td> <td>17,490</td> <td>未発表</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>15,603</td> <td>16,118</td> <td>未発表</td> </tr> </tbody> </table>					平成29年度	平成30年度	令和元年度	本県平均	17,862	17,490	未発表	全国平均	15,603	16,118	未発表	<p>象事業所及び県全体の工賃引き上げを推進します。</p> <p>特に、就労継続支援B型事業所については、平成27年12月に策定した「第二期宮城県工賃向上支援計画（以下「工賃向上計画」といいます。）」に基づき、事業所職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきた結果、次のとおり1人当たりの平均工賃月額は着実に増加しており、全国平均を上回る金額で推移していますが、工賃向上計画の目標額23,000円の達成は困難な見通しとなっていること等から、これまでの取組とその成果や課題を検証したうえで、平成30年度以降の新規計画を策定し、今後も引き続き工賃向上に向けた取組を進めていきます。</p> <p>【参考】一人当たり平均月額工賃実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県平均</td> <td>18,186</td> <td>18,643</td> <td>18,695</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>14,838</td> <td>15,033</td> <td>15,300</td> </tr> </tbody> </table>					26年度	27年度	28年度	本県平均	18,186	18,643	18,695	全国平均	14,838	15,033	15,300
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																												
本県平均	17,862	17,490	未発表																												
全国平均	15,603	16,118	未発表																												
	26年度	27年度	28年度																												
本県平均	18,186	18,643	18,695																												
全国平均	14,838	15,033	15,300																												
<p>また、農福連携による就労促進を図るため、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援等を行います。</p> <p>(6) 就労移行等連携調整_____</p> <p>特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。</p> <p>(7) 医療的ケア児等総合支援</p> <p>医療的ケアを必要とする障害児者及びその家族の支援のため、医療型短期入所事業所の不足・偏在の解消のほか、コーディネーターの配置による人材育成及び事業所支援等を行い、身近な地域における支援体制の構築を進めます。</p> <p>(8) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の実施</p> <p>障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害のある障害児者を支援対象とした業務に従事している職員等に対して、障害特性や支援技術に関する基礎研修を行うとともに、基礎研修を修了したものが強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めるための実践研修を行います。</p> <p>(9) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援_____</p>				<p>また、農福連携による就労促進を図るため、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援等を行います。</p> <p>(5) 就労移行等連携調整事業</p> <p>特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(6) 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）</p> <p>障害福祉サービス事業所等において、強度行動障害のある障害児者を支援対象とした業務に従事している職員等に対して、障害特性や支援技術に関する基礎研修を行うとともに、基礎研修を修了したものが強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めるための実践研修を行います。</p> <p>(7) アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業</p>																											



次期計画（案）				現計画			
<p>るとともに、発達障害の診断を行っている医療機関にアセスメント担当職員を配置し、アセスメント強化による効果を検証し、診療のあり方を検討します。</p>							
<p>(16) 障害者ICTサポート総合推進</p>							
<p>① 障害者ITサポートセンターの運営</p> <p>障害者等の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「みやぎ障害者ITサポートセンター」を設置し、IT講習会の開催、IT活用に關する相談対応（訪問支援を含む）などの支援を行うほか、ITを活用した障害者等の就労支援を行います。</p>							
<p>② パソコンボランティアの養成・派遣</p> <p>障害者等に対し、パソコン機器等の使用に關する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。</p>							
<p>(17) 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援</p>							
<p>① 手話通訳士スキルアップ支援</p> <p>手話通訳士を対象として、その知識及び技能等の向上を図る現任研修を実施します。</p>							
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
研修受講者数	16人	16人	16人				
<p>② 手話通訳者スキルアップ支援</p> <p>手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に關する知識及び技能の習得を図る現任研修を実施します。</p>							
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
研修受講者数	5人	5人	5人				
<p>③ 要約筆記者スキルアップ支援</p> <p>要約筆記者及び要約筆記者の資格を目指す登録要約奉仕員を対象として、現任研修を実施します。</p>							
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
研修受講者数	40人	40人	40人				
<p>④ 盲ろう者通訳・介助員スキルアップ支援</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員を対象として、技能等の向上を図る現任研修を実施します。</p>							

次期計画（案）				現計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
研修受講者数	63人	63人	63人				
<p>(18) 特別促進事業</p> <p>地域の特性に応じた特別促進事業として、次の事業を実施します。</p> <p>① 視覚障害者家庭・社会生活訓練 視覚障害者の家庭生活及び社会生活に必要な訓練指導、講習会等を、県内9地域の視覚障害者団体と連携して実施します。</p> <p>② 中途失明者の緊急生活訓練 中途失明者に対して、点字、白杖歩行、盲人用具の使用に関する個別指導を行うとともに、講習会等を開催します。</p> <hr/> <p>③ 知的障害者本人活動支援 市町村における本人活動を支援するため、知的障害者社会活動総合推進員を設置し、障害者本人達による会議・交流会等への支援、学習会やセミナー・グループ活動への支援を実施します。</p> <p>④ ろうあ者社会生活訓練 聴覚障害者に対して、社会生活上必要となる知識の伝達や、情報交換等を行う場を設けるとともに、社会生活の円滑化を図るための講習等を実施します。</p> <p>⑤ 難聴者等トータルコミュニケーション教室 手話や読話の技術がないため、意思疎通に支障を来している難聴者・中途失聴者を対象に、障害者個人の能力に合った手段によるコミュニケーションを行う能力を習得する教室を開催します。</p> <hr/> <p>⑥ 障害者でんわ相談室運営 障害者等の権利擁護に関する常設相談窓口を設置・運営します。</p>				<p>(10) 特別促進事業</p> <p>地域の特性に応じた特別促進事業として、次の事業を実施します。</p> <p>①視覚障害者家庭・社会生活訓練 視覚障害者の家庭生活及び社会生活に必要な訓練指導、講習会等を、県内9地域の視覚障害者団体と連携して実施します。</p> <p>②中途失明者の緊急生活訓練 中途失明者に対して、点字、白杖歩行、盲人用具の使用に関する個別指導を行うとともに、講習会等を開催します。</p> <p>③身体障害者機能回復訓練 身体障害者に対して、日常生活用具等を利用した生活行動訓練や、残存機能の維持・向上のための機能回復訓練等を実施します。</p> <p>④知的障害者本人活動支援 市町村における本人活動を支援するため、知的障害者社会活動総合推進員を設置し、障害者本人達による会議・交流会等への支援、学習会やセミナー・グループ活動への支援を実施します。</p> <p>⑤ろうあ者社会生活訓練 聴覚障害者に対して、社会生活上必要となる知識の伝達や、情報交換等を行う場を設けるとともに、社会生活の円滑化を図るための講習等を実施します。</p> <p>⑥難聴者等トータルコミュニケーション教室 手話や読話の技術がないため、意思疎通に支障を来している難聴者・中途失聴者を対象に、障害者個人の能力に合った手段によるコミュニケーションを行う能力を習得する教室を開催します。</p> <p>⑦障害者による書道・写真コンテスト 障害者週間に合わせ、障害者等による書道・写真コンテストを開催し、障害及び障害者等に対する理解促進を図ります。</p> <p>⑧障害者でんわ相談室運営事業 障害者等の権利擁護に関する常設相談窓口を設置・運営します。</p>			